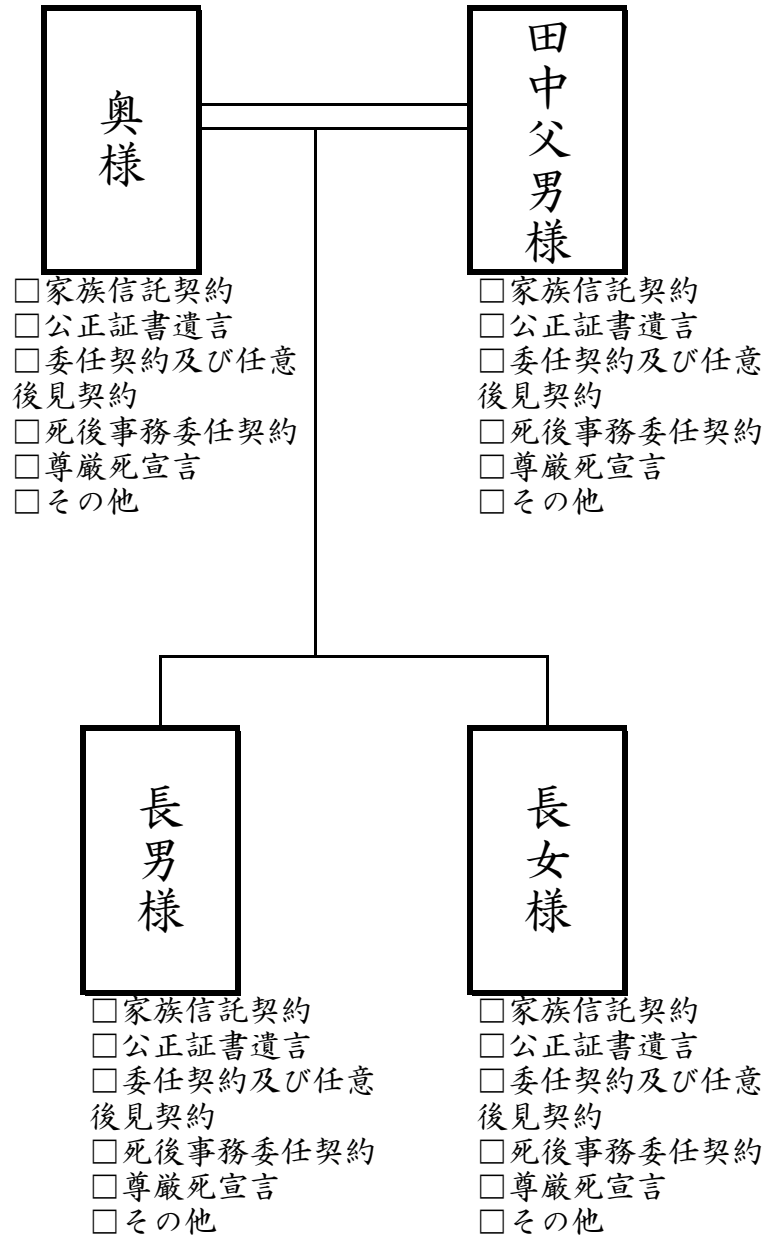


関 係 図



その他関係者	税理士	
司法書士	柳橋儀博	

## 田中父男 様

### □家族信託契約

委託者	田中父男様		
受託者	長女様	*報酬	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
予備的受託者	長男様	*報酬	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
当初受益者	田中父男		
二次受益者	奥様		
三次受益者	長女様 (→ 予備として長男様)		
受益者代理人	<input type="checkbox"/> 当初から決める ( ) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	*報酬	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
信託監督人	司法書士柳橋儀博 (→ 予備 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)	*報酬	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
信託財産	現金金〇〇〇万円 自宅不動産		

### □公正証書遺言

\*証人1 司法書士柳橋儀博 証人2

\*付言事項 あり なし

財産	信託財産以外		
相続人(受遺者)	奥様		
予備的1	1/2長女様 1/2長男様		
遺言執行者	長女様	*報酬	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

### □委任契約及び任意後見契約

受任者	受任者 長女様	*報酬	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	任意後見人 長女様	*報酬	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

### □死後事務委任契約

受任者	受任者 長女様	*報酬	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
-----	---------	-----	---

### □尊厳死宣言

了解者	<input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 長女 <input type="checkbox"/> 長男
-----	--

田中家  
のための



# 家族信託のご提案

司法書士・家族信託専門士  
柳橋儀博

田中父男様

自宅の土地・建物



年金



預貯金・現金



元気

もの忘れ 認知症

死亡 相続手続き

次世代

田中父男様自身で  
管理・売買などの  
契約が可能

誰かにお願いする  
(委任) すること  
も可能

判断能力が低下（喪失）すると、売買など契約をすることができなくなり、**財産を動かすことができなくなる（凍結状態）**

財産を動かすためには**成年後見人等**の選任が必要になる。**裁判所の監督下に入り、家族のためではなく、本人のための管理**になり、運用や相続対策は出来なくなる

**相続手続きが終わるまで**、財産は凍結状態。遺言がない場合は、法定相続。法定相続と別の相続配分をするには、**相続人全員での遺産分割協議が必要**

**相続人の中に、非協力な人、判断能力がない人、行方不明者がいる場合は、手続きが複雑になったり、困難になってしまう**

次世代の承継先（相続する人や方法）を決めることはできない

## 田中父男様の財産の「管理」に関して

- ・ 判断能力がある間は、預貯金などの引き出し等を家族にお願い（委任状等を書いて）して、家族にて引き出し等が可能です。しかし、高額な引き出しや定期の解約などの際には、本人への意思確認や本人による手続きが必要になります。
- ・ 認知症等により、判断能力が低下した場合やなくなってしまった場合は、財産を動かすためには、家庭裁判所に成年後見等の申立をして、財産管理・身上監護をしてもらう人を選んでもらう必要があります。この際、本人が親族に管理・処分などをしてもらいたいと以前から思っている場合、法定後見の場合、親族が選ばれるとは限りません。また、**自宅の売却などには家庭裁判所の許可が必要になり、売却は困難になります。成年後見制度は「本人のため」の制度であり「家族のため」の制度ではないので、本人の財産現状保持が原則になります。**

## 田中父男様の財産の「承継」に関して

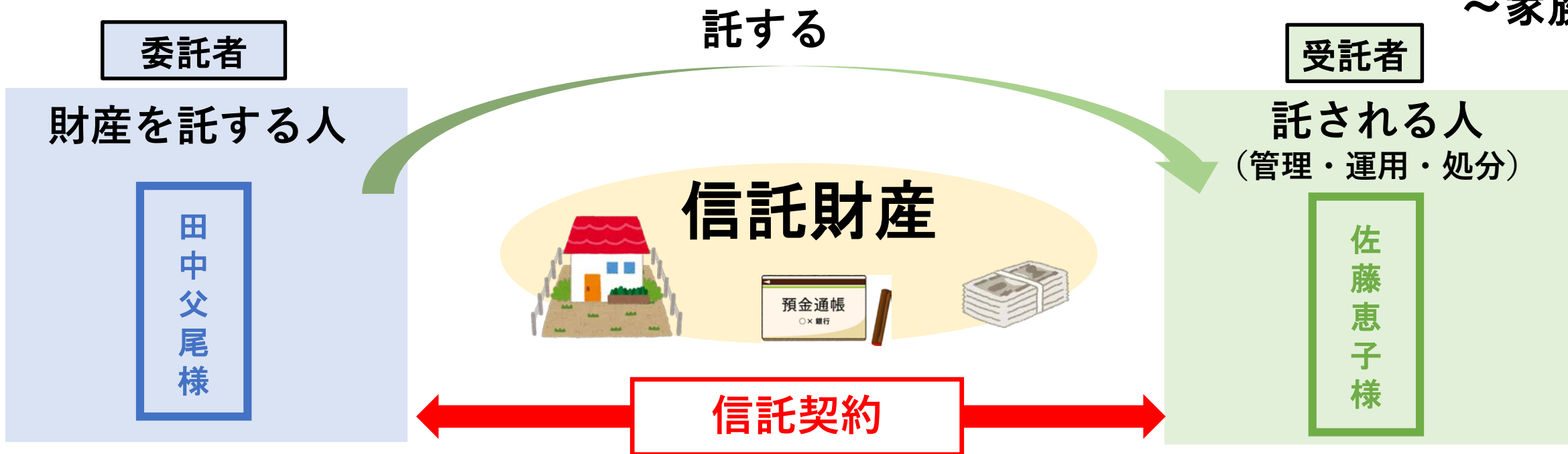
- ・ 何も対策をしないまま亡くなった場合、**法定相続人は「2/4奥様」「1/4長女様」「1/4長男様」**になります。その際、遺産を動かすためには、相続人全員での話し合い（遺産分割協議）が必要になり、奥様に遺産分割協議をする判断能力がなければ、奥様の成年後見等の申立が必要になります。
- ・ 遺言で、奥様に自宅を相続（承継）させるように対策をとれば、スムーズに奥様に相続させることが可能です。しかし、奥様が認知症により判断能力がない場合、管理・処分等をご自身で出来なければ、成年後見等の申立が必要になります。

## 問題点

- ・ 田中父男様が認知症等により、判断能力が低下してしまった後に自宅を売却・賃貸等したい場合、成年後見人等の選任が必要となり、しかも売却の許可が出るかは家庭裁判所の判断になります。
- ・ 奥様が自宅などの財産が相続できたとしても、奥様自身での管理・運用・処分ができない場合、成年後見人等の選任が必要になる可能性があります。
- ・ 奥様が承継した財産について、奥様が遺言等の対策をとれない場合は、長女様を相続人に指定することは出来ず、相続人（長女様と長男様）の遺産分割協議が必要になります。

## 対策のご提案

- ・ 田中父男様と長女様で、自宅不動産と現金に関する「家族信託契約」を締結し、**現在から判断能力が低下・喪失時の財産管理等を長女様にお願い（託）し、死亡後は、財産を承継させたい奥様のために、そのまま継続して長女様が財産管理等を継続して行い、奥様が亡くなった後は、田中父男様が定めた承継者に、財産を承継させることが出来ます。**
- ・ 家族信託でカバーできない財産や遺留分対策に関しては、公正証書遺言など他の制度を組み合わせ対応・予防していきます



**受益者のために管理等**

委託者が認知症になったとしても、受託者が信託財産に関する契約等を行うことが可能

売却などのために、成年後見人の選任不要

(委託者) = (受益者)  
贈与税や不動産取得税は課せられない

遺言では出来ない「次の次」以降の承継先も委託者が決めることが出来る

**受益者**

信託財産の利益を受け取る人

田中父男様

受託者は、二次受益者のために、そのまま信託財産の管理等を行うことが可能

死亡後の資産の承継先を指定できる  
**遺言機能**

**2次受益者**

奥様

**3次受益者**

長女様

お願いする人  
(委託者)

田中父男様



管理する人  
(受託者)

長女様



予備の受託者の  
定めも可能

長男様

管理してもらい  
その利益を受ける人  
(受益者)

田中父男様



死亡

承継する人  
(二次受益者)

奥様



死亡

帰属先

長男様



予備

長女様



# 家族信託

- ・登場する人物 (3種類)
- ・主なオプション (2種類)



**信託監督人**  
(受託者を監視・監督)

信託監督人や受益者代理人を置くこともできます

**受託者**

信託の契約をする  
(遺言でも可)

財産を託する

信託財産から  
利益を給付

監視・監督



**受益者代理人**  
(受益者を代理する)

**委託者**

**受益者**

## 登記事項証明書（土地）例

表題部（土地の表示）		調製	<input type="text" value="余白"/>	不動産番号	○○○○○○○○○
地図番号	<input type="text" value="余白"/>	筆界特定		<input type="text" value="余白"/>	
所在	福岡県糸島市○○○○○○○○○			<input type="text" value="余白"/>	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付 [登記の日付]	
1 2 3 4 番	宅地	3 0 0 : 0 0		<input type="text" value="余白"/>	
権利部（甲区）（所有権に関する事項）					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号		権利者その他の事項	
1	所有権移転	昭和55年○月○日 第○○○号		原因 昭和55年○月○日 相続 所有者 ○○○○○○ A	
2	所有権 <b>移転</b>	平成29年○月○日 第○○○○号		原因 平成29年○月○日 <b>信託</b> <b>受託者</b> △△△△△△ C	
	<b>信託</b>	<input type="text" value="余白"/>		<b>信託目録第11号</b>	

\*乙区省略

信託目録		調製	<input type="text" value="余白"/>
番号	受付年月日・受付番号	予備	
第11号	平成29年○月○日 第○○○○号		
<b>1 委託者に関する事項</b>	○○○○○○○	<b>A</b>	
<b>2 受託者に関する事項</b>	△△△△△△	<b>C</b>	
<b>3 受益者に関する事項</b>	○○○○○○○	<b>A</b>	
4 信託条項	1. 信託の目的 (省略) 2. 信託財産の管理方法 (省略) 3. 信託の終了事由 (省略) 4. その他の条項 (省略)		

# 信託口座作成のお願い

わんわん銀行 御中

福岡県糸島市前原西1丁目7番31-101号  
司法書士 柳橋儀博  
携帯 090-7398-2226 (優先)  
電話 092-321-1331  
FAX 092-321-1441

お世話になっております。

下記に関する信託口座の開設をお願い致したく、ご検討の程、何卒宜しくお願  
い致します。

## 【今回の信託概要】

委託者：田中父男

受託者：1 佐藤恵娘（長女） → 2（予備）田中息彦（長男）

受益者：1 田中父男 → 2 田中母子（母）

→ 3 佐藤恵娘（ここで信託終了予定） → 4（予備）田中息彦

## 【信託目的】

- ・ ○○○○○○○○（認知症対策）

## 【開始時の信託財産】

信託契約 金○○○万円 及び 自宅不動産

\* 将来は金銭（金○○○万円＋年金分）を追加信託

## 【口座開設について】

- ・ 受託者及び委託者が信託契約公正証書持参の上、来店可能です
- ・ 次の2つの信託口座の作成を希望しますが、貴行の指定の記載方法がありましたらお知らせください

「委託者田中父男 受託者佐藤恵娘 信託口」

- ・ 「名寄」「CIF」が誰にされるのかの確認をお願いします